

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

パキスタン：治安状況及び人道状況（過激派組織に関する懸念を含む）

第 2.0 版

2019 年 1 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価	3
1. はじめに	3
1.1 請求の根拠	3
1.2 留意点	3
2. 争点の考察	3
2.1 信憑性	3
2.2 適用除外	4
2.3 難民条約上の理由	4
2.4 リスク	5
2.5 保護	7
2.6 国内移住	8
2.7 証明	9
国別情報	10
3. 留意点	10
4. 人道状況	10
4.2 全般的状況	10
4.3 国内避難民（IDP）	11
4.4 アフガン難民	12
5. 治安状況	12
5.1 概要	13
6. 紛争における主体	15
6.1 国軍	15
6.2 非国家武装集団	15
7. 暴力の性質とレベル	17
7.1 治安関連事件	17
7.2 ドローンによる襲撃	19
7.3 標的集団	19
7.4 民間人死傷者	20
7.5 女性と児童に対する影響	21
7.6 児童兵士	22
8. 対テロ戦略	22
8.1 軍事作戦	22
付属書 A：パキスタンにおける活動禁止組織	25

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

1. はじめに

1.1 請求の根拠

1.1.1 パキスタンで活動している非国家主体（即ち過激派組織）による迫害及び／又は重大な危害を受けるという不安、及び／又は

1.1.2 パキスタンにおける全般的な人道状況が非常に過酷であるため、国外退去は欧州理事会指令第 2004/83/EC 号（2004 年 4 月 29 日）（資格認定指令（QD : Qualification Directive））第 15 条の(a)号と(b)号／欧州人権条約（European Convention on Human Rights）の第 2 条及び第 3 条に違反するということ、及び／又は

1.1.3 治安状況は民間人の生命又は人格に対して現実のリスクをもたらすことから、国外退去は QD 第 15 条(c)号（無差別な暴力に起因する民間人の生命又は人格に対する重大な個人的脅威）に違反すると予想されること。

1.2 留意点

1.2.1 当人が難民条約の下での資格要件を満たす場合、意思決定者は人道的保護の必要性の評価にまで進まなくてもよい。当人が難民条約の下での資格要件を満たさない場合に限り、意思決定者はまず、資格認定指令第 15 条の(a)号と(b)号／欧州人権条約（ECHR）の第 2 条及び第 3 条の下での保護の必要性を評価し、それが上手く行かない場合は資格認定指令第 15 条(c)号の下での評価を行う必要がある。

1.2.2 ECHR の第 2 条及び第 3 条／QD 第 15 条の(a)号、(b)号及び(c)号に関する指針については、「人道的保護に関する庇護手順」を参照のこと。

2. 争点の考察

2.1 信憑性

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、「信憑性及び難民地位の評価に関する庇護手順」を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.1.2 意思決定者は、過去における英国の査証又は別の在留許可形態の申請歴の有無も確認しなければならない。庇護申請と査証の照合を、庇護面接の前に調査すべきである（「査証照合、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護手順」を参照のこと）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も検討すべきである（「言語分析に関する庇護手順」を参照のこと）。

2.2 適用除外

2.2.1 当人が過激派組織に関与した経歴の有無を検討する重大な理由がある場合（パキスタンで活動禁止とされた組織の一連を記載した付属書 A を参照するとよいが、これを過激派組織の網羅的一覧と解釈してはならない）、意思決定者は適用除外条項のうち 1 つ（又は複数）が適用可能か否か検討しなければならない。個別の事実及び／又は本案に基づいて個々の事件を考察しなければならない。

2.2.2 適用除外条項及び制限付き在留許可に関する付加的指針については、「適用除外に関する庇護手順：難民条約第 1 条 F 項」及び「制限付き在留許可に関する手順」を参照のこと。

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 当人は過激派組織から迫害されるという十分に根拠のある不安を抱えていると意思決定者が結論付ける場合、それは難民条約上の理由に当たると考えられ、最も可能性が高いのは宗教及び／又は（転嫁された）政治的意見である。

2.3.2 内政が不安定な状態及び／又は法と秩序が崩壊した状況そのものが、難民条約上の理由としての、迫害されるという十分に根拠のある不安の要因になるわけではない。

2.3.3 パキスタンにおける全般的な人道状況及び／又は治安状況を根拠とする請求は概して、難民条約上の理由としての、迫害されるという十分に根拠のある不安の実証に繋がるわけではない。

2.3.4 5 つの難民条約上の理由のいずれにも関連性がない場合、個々の事例において対処すべき疑問は、特定の人物が人道的保護を受ける資格要件を満たす上で十分な、重大な危害という現実のリスクに直面すると予想されるか否かという疑問である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2.3.5 難民条約上の根拠に関する付加的指針については「信憑性及び難民地位の評価に関する庇護手順」を、また人道的保護に関する指針については「人道的保護に関する庇護手順」を参照のこと。

2.4 リスク

a. 非国家主体

- 2.4.1 反政府、分離主義及び派閥主義の過激派組織は依然としてパキスタン全土で活発であり、相変わらずテロ攻撃を行っており（銃撃、自爆攻撃及び爆弾攻撃など）、特に狙われるのは治安要員だけでなく、政治活動家、ジャーナリスト、教師及び生徒（特に女性）、及び信仰に基づくコミュニティも標的にされている。バローチスターン（Balochistan）州は過激派組織や派閥主義者による暴力の発生率が最も高く、次いで連邦直轄部族地域（FATA：Federally Administered Tribal Areas）、カイバル・パクトゥンクワ（KP：Khyber Pakhtunkhwa）州、シンド（Sindh）州及びパンジャブ（Punjab）州が高い（「治安状況」－「概要」及び「暴力の性質とレベル」－「治安関連事件」、「標的集団」及び「女性と児童に対する影響」、「紛争における主体」－「非国家武装集団」、並びに「付属書 A」（活動禁止組織一覧）を参照のこと）。
- 2.4.2 様々な過激派組織がパキスタンで活動しており、狙いと能力はまちまちである。過激派組織による暴力の主な原因は、2001 年にアフガニスタンでタリバン（Taliban）政権が崩壊した後のパキスタン北西部（連邦直轄部族地域（FATA）及びカイバル・パクトゥンクワ（KP）州における不安定な状況である（「紛争における主体」及び「暴力の性質とレベル」参照）。
- 2.4.3 過激派組織が活発な地域で暮らしているというだけでは、保護の必要性の要因になるとは考えにくい。リスクのレベルは、当人特有のプロファイル、脅威の性質、及び脅威が及ぶと予想される範囲に左右される。意思決定者は、当人を現実のリスクに曝すと予想される当人特有の要因の有無を検討しなければならない。個々の事例を事実に基づいて考察しなければならない。パキスタンに帰還すると過激派組織の標的にされるというリスクに曝されると予想されることを証明する責任は当人にある。
- 2.4.4 宗教的／民族的少数派集団に関する情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：アフマディ教徒、キリスト教徒とキリスト教改宗者、ハザラ族、及びシーア派イスラム教徒」を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2.4.5 リスク評価に関する付加的指針については「信憑性及び難民地位の評価に関する庇護手順」を、また女性に関しては「庇護請求におけるジェンダー問題」を参照のこと。

b. 人道状況

- 2.4.6 2008 年以降の 9 年間に国内紛争やその後の軍事作戦を背景にパキスタンで国内避難民 (IDP) となった合計約 530 万人のうち、最多で 25 万人がまだ避難状態にあり、ほとんどがパキスタンの部族地域のホストコミュニティで暮らしている。避難は 2017 年と 2018 年に部族地域で続いたが、治安状況が改善した後、数千人の IDP が出身地域に戻り、2018 年 9 月末までに 83,000 人余りが帰還した。しかし、多数の人々が自宅及び生計手段へのアクセスを失ってしまった。紛争や自然災害の影響を受けた多数の人々に人道支援が提供されるが、度重なる災害が、慢性的な貧困と相まって、脆弱な人々の回復力を制限し、結果として付加的な避難や人道的ニーズの増大を招いた（「人道状況」－「全般的状況」及び「国内避難民 (IDP)」参照）。

- 2.4.7 パキスタンの経済状況に関する全般的情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景情報（保護主体及び国内移住を含む）」を参照のこと。

- 2.4.8 パキスタンにおける全般的な人道状況は、ECHR 第 3 条又は QD 第 15 条の(a)号及び(b)号に違反する処遇という現実のリスクに相当するほどではない。しかし、意思決定者は、それでもなお当人をリスクに曝す可能性のある当人の個人的状況に関連する特有の要因の有無を検討しなければならない。女性と児童の IDP は特に脆弱である。

- 2.4.9 ECHR 第 3 条／QD 第 15 条の(a)号及び(b)号の検討に関する全般的指針については、「人道的保護に関する庇護手順」を参照のこと。

c. 治安状況

- 2.4.10 QD 第 15 条(c)号は民間人に限り適用され、対象者は本当に非戦闘員でなければならない。紛争当事者であってもならない。対象者には武装活動を真正かつ恒久的に放棄した元戦闘員が含まれる可能性もある。

- 2.4.11 治安状況はパキスタン全土にわたり多様で、また政治的暴力、反政府、分離主義及

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

び派閥主義の過激派組織といった要因に影響される。2017年に、全体的な治安状況は以前の数年間と比べると改善した。2014年から2017年にかけて、暴力関連の総死亡者数は73%以上減少し、2014年の7,655名から2017年には2,057名にまで減った。2018年の9月末までの総死亡者数(930名)は2017年の同時期(1,585名)と比べ41%減った。アフガニスタンと国境を接する西部のバローチスターン州と連邦直轄部族地域(FATA)は依然、過激派組織や派閥主義者による暴力(自爆攻撃や標的を絞った殺害)の発生が最も多い地域で、シンド州(カラチ(Karachi)市外)とパンジャブ州は最も少ない。カラチとクエッタ(Quetta)はパキスタンで最も暴力が激しい都市である(「治安状況」－「概要」及び「暴力の性質とレベル」参照)。

2.4.12 宗教的／民族的少数派集団の状況に関する情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：アフマディ教徒、キリスト教徒とキリスト教改宗者、ハザラ族、及びシーア派イスラム教徒」を参照のこと。

2.4.13 政府と治安部隊は、全ての主要な町や都市を含め、パキスタンのほぼ全土で支配力を保持している。死傷者はほとんどが、無差別な非限定的戦争状態ではなくむしろ、反政府集団と軍隊の間の衝突の結果である。死傷者のレベルは、地方人口や全国規模の人口(推定2億人超)と比べると低い。概して、暴力の性質とレベル、及び全体的な治安環境は、第15条(c)号が当てはまるほどではない。概して、普通の民間人が第15条(c)号に違反すると予想される危害のリスクに、過激派組織による暴力の影響を受ける地域に所在することを専らの原因として曝される可能性は低い。

2.4.14 第15条(c)号に該当するリスクが総じて存在しない状況であっても、意思決定者は、それでもなお当人をリスクに曝す可能性のある当人の個人的状況に関連する特有の要因の有無を検討しなければならない。

2.4.15 第15条(c)項に関する指針については、リスク要因の増大の考察を含め、「人道的保護に関する庇護手順」を参照のこと。

2.5 保護

2.5.1 当人が抱える不安が非国家主体による迫害及び／又は重大な危害という不安である場合、意思決定者は、国家が有効な保護を提供し得るか否かを評価しなければならない。

2.5.2 パキスタンの治安部隊と軍隊は総じてパキスタン全土にわたり支配力を維持してい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る。パキスタン政府は、反政府勢力の脅威に対抗すべく、多数の軍事作戦を含む対テロ戦略に取り組んできた。これらの戦略は、反政府活動やテロリスト関連事件の著しい減少をもたらしてきたが、過激派組織は大量殺戮攻撃を実行する能力を保持している。パキスタン軍も、対テロ作戦の一部として重大な人権侵害に関与してきた（警察と司法制度の有効性に関する情報については、「対テロ戦略」及び「治安状況」－「概要」及び「暴力の性質とレベル」、並びに「国別政策・情報ノート パキスタン：背景情報（保護主体及び国内移住を含む）」を参照のこと）。

2.5.3 2010年11月11日に聴聞が行われたAWの報告事例（保護の充足性）（パキスタン（2011年）UKUT31(IAC)（2011年1月26日）では、パキスタンでは「国家による保護の体系的充足性」が存在すると認めた。しかし、この判決では、これとは関係なく、不安の原因となった当人の事例特有の状況を当局が知っている、又は知っているべきであるが、その特定の状況から合理的に必要となる付加的保護を提供するとは考えにくい場合、当人はやはり迫害されるという十分に根拠のある不安を抱えたと考えられる、とも指摘した（頭注2）。意思決定者は、当人の特有の状況やプロフィールとの関連で有効な保護が用意されるか否かを評価しなければならない。

2.5.4 AWの聴聞が行われて以来、パキスタンが用意した証拠が示唆するところ、概して、国家は有効な保護を提供する意思と能力をいずれも有すると見られる。或る人物が保護をあまり求めたがらないことは、必ずしも有効な保護が用意されないことを意味するわけではない。注意すべき点として、保護は差別や暴力のリスクを排除するものである必要はない。意思決定者は、個々の事例を事実に基づいて検討しなければならない。国家による保護を求め、その保護を得るのは難しいと思われる理由を実証する責任は当人にある。

2.5.5 保護主体に関する全般的な情報及び分析については、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景情報（保護主体及び国内移住を含む）」を参照のこと。

2.5.6 国家による保護の可用性の評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価に関する庇護」を、また女性に関しては「庇護請求におけるジェンダー問題」を参照のこと。

2.6 国内移住

2.6.1 当人が非国家主体による迫害及び／又は重大な危害を受けるという不安を抱えている場合、概して、移住することでそのリスクを回避できるようになる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2.6.2 法律では国内での移動の自由を規定しているが、実際には一部の地域で暴力がこの自由の妨げになっている。意思決定者は、当人の個人的状況や移住先の治安状況を十分に考慮の上、国内移転の関連性と合理性を慎重に検討しなければならない。
- 2.6.3 女性の場合、国内移住は場合によっては当人の家庭、社会的及び教育的状況にもよるが、合理的と考えられる（「国別政策・情報ノート パキスタン：ジェンダーに基づく危害／暴力に怯える女性」参照）。
- 2.6.4 国内移住に関する全般的な情報及び分析については、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景情報（保護主体及び国内移住を含む）」を参照のこと。
- 2.6.5 国内移住に関する付加的指針及び検討すべき要因については、「信憑性及び難民地位の評価に関する庇護」を、また女性に関しては「庇護請求におけるジェンダー問題」を参照のこと。
- 2.7 証明
- 2.7.1 請求が拒否される場合、2002 年国籍・移民・庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act) 第 94 条の下で「明らかに根拠を欠く」として証明可能となる可能性は低い。
- 2.7.2 証明に関する付加的指針については、「2002 年国籍・移民・庇護法第 94 条の下での保護及び人権に関する請求の証明（明らかに根拠を欠く請求）」を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

3. 留意点

- 3.1.1 2018 年 5 月末、連邦直轄部族地域（FATA）とカイバル・パクトウンクワ（KP）州が憲法改正を通じて合併した。移行プロセスがまだ進行中であるため、本ノートでは引き続き FATA 及び KP 州と記述する。

4. 人道状況

- 4.1.1 パキスタンにおける人道状況に関する最新の国別情報については以下を参照のこと。

[リリーフウェブ（Reliefweb – パキスタン](#)

[人道支援レスポンス（Humanitarian Response – パキスタン](#)

4.2 全般的状況

- 4.2.1 北西部の部族地域で続く紛争や、度重なる自然災害が、シンド州南東部での干ばつや洪水を含め、パキスタンにおける人道支援の必要性を高めてきた。USAID の 2018 年 7 月のファクトシートでの報告によると、「度重なる災害が、慢性的な貧困と相まって、脆弱な人々の回復力を制限し、結果として付加的な避難や人道的ニーズの増大を招いた。」

- 4.2.2 UNICEF が 2018 年中期報告書の中で指摘したところによると、FATA と KP 州の住民の脆弱性は「基本的サービスへの限られたアクセス、不安定な状況の長期化、そしてサービス提供やインフラに悪影響を及ぼすアクセス面での難題によって悪化した。『2017 年版 FATA 脆弱性評価』によると、パキスタンでは 440 万人（うち 250 万人が児童）が人道支援を必要としていると推定された。」

- 4.2.3 欧州委員会（European Commission）による欧州市民保護・人道支援作戦（European Civil Protection and Humanitarian Aid Operations）は 2018 年 9 月に以下のように指摘した。

「パキスタンは世界で最も災害に見舞われやすい国の 1 つで、或る年に複数の災害に見舞われる頻度が高い。近年、シンド州は洪水と干ばつの双方による影響を繰り返し受け、食料安全保障や生計の機会にさらなる影響が及んだ。高水準の栄養不良は、水や衛生／医療サービスへの限られたアクセスと相まって、最も脆弱なコミュニ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ニティの健全性と対処能力を損ねてしまった。」

4.2.4 パキスタン政府は、国連や様々な非政府機関と共に、紛争や自然災害によって避難を余儀なくされた脆弱な人々に救済と人道支援を提供した。CPIT は、本ノートの編纂時に参照した文献において、執筆時点で提供された支援のレベル、質及び持続期間に関する情報を見つけることができなかった。文献一覧については「参考文献」を参照のこと。

4.2.5 パキスタンの経済状況に関する全般的情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景情報（保護主体及び国内移住を含む）」を参照のこと。

4.3 国内避難民（IDP）

4.3.1 国連人道問題調整事務所（UNOCHA）のデータによると、2008 年から 2017 年にかけて、パキスタンでは約 530 万人が避難民となり、同期間中に 505 万人が地元地域に帰還した。国内避難民監視センター（IDMC）の指摘によると、249,000 人が登録 IDP であった一方、本当の数が過小評価されている可能性があり、それは「KP 州と FATA で暮らす未登録 IDP や、国内の他地域で暮らし、状況をメディアで取り上げられていない人々が含まれないからである。他にも難題の例として、国境及び管理ライン（Line of Control）に沿って遷移する紛争、帰還の流動的な性質、そして KP 州と FATA 以外の地域での国内避難の体系的監視が限られる状況が挙げられる。」IDMC がさらに指摘したところによると、2017 年に紛争に起因する国内避難民が新たに 75,000 人、主にパキスタン北西部、特に KP 州と FATA で発生した。紛争に起因する国内避難は FATA で圧倒的に多く発生した一方、KP 州も数千人の IDP を受け入れた。USAID の 2018 年 7 月のファクトシートでの報告によると、「29,400 余りの世帯が KP 州（旧 FATA を含む）に避難したままであった。」

4.3.2 2018 年 9 月時点で、2018 年 1 月以降に 83,000 人余りの IDP がパキスタン国内の出身地域に帰還していたが、物理的インフラやサービスの被害が、多数の IDP が自宅や生計手段を失う事態に繋がった。帰還者にはパキスタン政府から現金給付が提供された。USAID の 2018 年 7 月のファクトシートでの報告によると、「出身地域への自発的帰還と GoP（パキスタン政府）の支援による帰還の双方が、治安状況が改善された状況下で続いているが、パキスタンにおける全体的な治安状況は依然として不安定で、治安関連事件や派閥主義者による暴力のほか、帰還地域で生活機会や利用可能なサービスが限られる状況が、人道支援の必要性が続く状況に寄与している。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.3.3 CRSS NAP の報告書では IDP に関して以下のように指摘した。

「25 万人の IDP が 2017 年末時点で残り、復旧活動が進行中であることから、これらの IDP が無事に帰宅することが期待される。しかし、2 つの要因がこのプロセスを脅かす。1 つ目に、軍が国境地域で孤立した過激派組織の残党の掃討作戦を続けており、住民は避難せざるを得ない状況にある。2 つ目に、多数の人々にとって帰宅はもはや存続性のある選択肢でなくなっている。何故なら家庭を支えるための仕組みがないからである。」

4.3.4 UNOCHA の指摘によると、2018 年 5 月 31 日時点で 29,442 世帯がまだ避難状態のままであった。欧州委員会の指摘では、UNHCR によると、2018 年 6 月時点で 176,000 人余りの登録 IDP がいた。UNHCR が 2017 年 10 月に公表した「2017-2019 年保護クラスター戦略」によると、「IDP 及び帰還中の避難民女性が依然、虐待や様々な形態のジェンダーに基づく暴力という重大なリスクに曝されている。」

4.3.5 IDP に関する付加的情報については、地域別の状況を含め、2018 年 10 月の EASO の「パキスタンに関する COI 報告書：治安状況」を参照のこと。

4.4 アフガン難民

4.4.1 2018 年 9 月 30 日時点で、パキスタンは 140 万人近くの登録アフガン難民を受け入れており、うち 74%が報告によると 2 世又は 3 世（パキスタンで生まれた者、又はパキスタンで生まれた難民の子）であった。さらに、報告によると 100 万人の不法滞在アフガン人がパキスタンで暮らしていた。UNHCR によると、2018 年 9 月 30 日時点で、難民の 32%が難民村で暮らし、68%が都市部在住であった。難民の過半数が KP 州で暮らしていた。2018 年 10 月 5 日、パキスタン政府は登録アフガン難民に交付した登録証明（PoR：Proof of Registration）カードの有効期限を 2019 年 6 月 30 日まで延長した。国連は引き続き、アフガン人のアフガニスタン帰還を推進した。

5. 治安状況

パキスタンの治安状況に関する最新の国別情報については以下を参照のこと。

武力紛争発生場所・事象データ（ACLED：Armed Conflict Location & Event Data）－パキスタン

安全保障問題研究センター（CRSS：Center for Research & Security Studies）－パキスタン紛争追跡調査

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

パキスタン平和研究所 (PIPS : Pak Institute of Peace Studies)

パキスタン紛争・治安研究所 (PiCSS : Pakistan Institute for Conflict and Security Studies)

南アジア・テロリズム・ポータル (SATP : South Asia Terrorism Portal)

5.1 概要

- 5.1.1 欧州庇護支援事務所 (EASO : European Asylum Support Office) の「出身国情報報告書 パキスタン：治安状況」には、広範囲に及ぶ情報源に基づき、2017年6月1日から2018年8月15日までに公有財産として入手できた情報が掲載されており、それによると、「パキスタンの治安状況は複雑で、政治的暴力、反政府暴力、民族紛争及び派閥主義者による暴力といった要因に影響される。国内の治安状況は、近隣のインドやアフガニスタンとの、時折激しくなる紛争にも影響される。」

- 5.1.2 EASO の報告書では以下のように付け加えた。

「パキスタンにおける過激派組織による暴力は、2001年にアフガニスタンでタリバン政権が倒れたことに起因するパキスタン北西部での不安定な状況が主な原因である。アフガン・タリバン (Afghan Taliban) は、米国主導の国際同盟によるアフガニスタン侵攻から逃げた末、FATA と北部辺境州 (NWFP : North Western Frontier Province、現在の KP 州) に落ち着いた。彼らの影響下で、同様のイデオロギーを掲げる複数のパキスタン人集団が一体的に協力し続け、武装集団の連盟へと発展した。参照した文献によると、これが同地域のいわゆるタリバン化に繋がった。タリバンの政策には保守的なイスラム原理主義の厳格な適用が含まれ、それが結果的に民間人に対する、ついにはパキスタン当局に対する暴力に繋がった。結果として、パキスタンは国内の多数のイスラム教主義者集団に対する支援を捨てざるを得なくなった。2007年以降、パキスタン軍は、パキスタン・タリバン (Pakistani Taliban) 及び連携組織の打倒を狙いとする様々な軍事作戦を FATA と KP 州で実行した。特に 2009 年以降、パキスタン・タリバンに対する作戦が不安定状態の主な原因の 1 つになり、この地域からの大規模な国内避難を引き起こしてきた。」

- 5.1.3 オーストラリア政府の外務貿易省 (DFAT : Department of Foreign Affairs and Trade) は 2017 年 9 月付のパキスタンに関する報告書の中で以下のように指摘した。

「パキスタンは依然、反政府、分離主義及び派閥主義の過激派組織による治安の脅威に直面している。治安状況は国内全域にわたり差がある。過激派組織の攻撃はどこでも発生し得るが、パンジャブ州は他地域と比べ、事件発生が少ない傾向にある。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

シンド州も、カラチ市外では大規模なテロリスト活動とは割と無縁であるが、シンド州の農村部では犯罪や誘拐の発生率が高く、大規模なテロリスト攻撃も何度か発生した。ギルギット・バルチスタン（Gilgit-Baltistan）州は派閥主義者による暴力の発生が少ない傾向にあり、これは部分的に、割と人口が少なく山岳地帯であることや、パキスタンで唯一のシーア派が過半数を占める地域であることが理由である。対照的に、バローチスターン州、KP 州及び FATA は過激派組織や派閥主義者による暴力の発生率が相対的に高い。」

- 5.1.4 外務・英連邦省（FCO : Foreign and Commonwealth Office）の「2017 年版人権・民主主義報告書」でのパキスタンに関する指摘によると、「2014 年以降のテロリスト攻撃の減少傾向が続き、2017 年にテロリスト事件は合計 400 件弱となり、死亡者は約 1,000 人にまで減った。」しかし、同じく FCO の報告書によると、「パキスタンでは民間人や信仰上の標的に対する大規模なテロリスト攻撃の件数が増えた。テロリスト攻撃の大多数は治安部隊が標的であったが、他にも目立った事件の例としてシンド州やバローチスターン州のスーフィー教寺院、カイバル・パクトUNKワ州のシーア派地域、及びバローチスターン州のメソジスト派教会に対する攻撃が発生した。」
- 5.1.5 米国国務省の 2017 年版人権報告書（2017 年版 USSD HR 報告書）によると、「過激派組織やテロリストの活動が続き、4 つの州と FATA の全てにおいて多数の自爆攻撃や爆弾攻撃が発生した。（中略）バローチスターン州では分離主義者による低強度の反乱が続いた。報告によると治安部隊は過激派組織との戦闘時に超法規的殺害を行った。」
- 5.1.6 フリーダム・ハウス（Freedom House）の「世界の自由 2018 年版」という、2017 年の出来事を取り上げた報告書によると、「（中略）過激派集団は総じて、インドが管理するジャンムー・カシミール（Jammu and Kashmir）州に対する攻撃に専念し、AJK（アザド・カシミール（Azad Jammu and Kashmir））と GB（ギルギット・バルチスタン）を拠点に活動し、パキスタンとアフガニスタンを拠点とする同類の派閥と連携している。LOC（管理ライン）をまたぐ断続的な爆撃による死亡や破壊の脅威が 2017 年も根強く続いた。AJK 当局者の報告によると、2017 年に民間人 46 名が殺害され、262 名が負傷した。」
- 5.1.7 「暴力の性質とレベル」も参照のこと。
- 5.1.8 宗教的／民族的少数派集団の状況に関する情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：アフマディ教徒、キリスト教徒とキリスト教改宗者、ハザラ族、及び

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

シーア派イスラム教徒」を参照のこと。

6. 紛争における主体

6.1 国軍

6.1.1 パキスタンの治安部隊と軍隊は概して、パキスタン全土で支配力を維持していた（「対テロ戦略」も参照のこと）。

6.1.2 パキスタンの治安部隊に関する情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景情報（保護主体及び国内移住を含む）」を参照のこと

6.1.3 準軍事的集団及び親政府派民兵を含む軍隊に関する情報については、治安状況を背景に国家が法と秩序を守る能力を含め、欧州庇護支援事務所（EASO）の「出身国情報（COI）報告書 パキスタン：治安状況」を参照のこと。

6.2 非国家武装集団

6.2.1 パキスタンの英字新聞、ドーン（Dawn）の編集補佐兼ジャーナリスト、シ ril・アルメイダ（Cyril Almeida）が 2017 年 10 月に開かれた欧州庇護支援事務所（EASO）の会議で述べたところによると、パキスタンの武装集団は以下の通り大まかに 5 つの主要分類に分けることができる。

- ・ 反パキスタン過激派組織：国に反発して武器を取り、パキスタン国内で攻撃を実行する集団。代表格はテーク・エ・タリバン・パキスタン（TTP：Tehrik-e Taliban Pakistan）とその分派である。
- ・ インドを中心とする過激派組織：代表格はラシュカー・エ・タイバ（LeT：Lashkar-e-Taiba）及びジャイシュ・エ・モハメド（JeM：Jaish-e-Mohammed）である。
- ・ アフガニスタンを中心とする過激派組織：アフガン・タリバン、ハッカニ・ネットワーク（Haqqani network）及び連携するパシュトゥン族（Pashtun）過激派組織で、アフガニスタン政府や外国の軍隊を相手にアフガニスタン国内で戦う。
- ・ 派閥主義集団：例としてパンジャブ・タリバン（Punjabi Taliban）、シパヘ・サハバ・パキスタン（SSP：Sipah-e Sahaba Pakistan）及びラシュカー・エ・ジャンヴィ（LeJ：Lashkar-e Jhangvi）が挙げられる。
- ・ 外国の集団：アルカイダ（al Qaeda）、アラブ人、ウズベキスタン人及びチェチェン人の過激派組織。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.2.2 DFAT の報告書では以下のように指摘した。

「テリク・エ・タリバン・パキスタン (TTP) やラシュカー・エ・ジャンヴィ (LeJ) など過激派組織が、活動を阻止する政府や軍の作戦をよそに、パキスタン全土で活動が続いている。TTP は事実上、パシュトゥン族スンニ派が支配的な過激派組織の傘下組織であるが、掃討作戦が始まった後、多数の集団に分裂した。しかし 2017 年初頭、これらの分派が多数、TTP に再合流、又は指導者マウラナ・ファズルッラー (Mullah Fazlullah) に対する支持を誓約した。TTP とその分派はアフガン・タリバンとは別の主体性を維持しているが、イデオロギー的には引き続き歩調を揃えている。」

6.2.3 パキスタンにおける非国家武装集団とその活動について、諸州で活動している様々な主体を含め、詳しくは EASO の「COI 報告書 パキスタン：治安状況」を参照のこと。

6.2.4 パキスタン内務省により活動禁止とされた組織の一覧については、「付属書 A」を参照のこと。安全保障問題研究センター (CRSS: Centre for Research and Security Studies) はパキスタンを拠点とする独立的研究機関であるが、CRSS の報告によると、「CRSS が 2015 年から 2016 年、2017 年にかけて独自の「年次安全保障報告書」において実施した研究によると、この（活動禁止組織）一覧には、国内でテロ攻撃を実行し、犯行声明を出した複数の集団の名前が記載されていない。これらの集団には TTP の分派が含まれ、それらは CRSS の「年次安全保障報告書」に記載されている。」

6.2.5 エクスプレス・トリビューン (Express Tribune) 紙に掲載された 2016 年 6 月付の記事によると、「政府は、偽の新たな別名の下で引き続き再登場し、その間もずっと国家の権威に挑戦し続けている活動禁止組織の抑制に奮闘している。」CRSS によると、「活動禁止組織はオンライン空間でひととき目立っていると見られ、公開行事を開催し、メンバーは選挙に異議を唱えているが結果が伴っていない。」

6.2.6 2017 年 4 月のディプロマット (Diplomat) 誌の記事によると、テロリスト活動への女性の参加が増えている。EASO 報告書の指摘によると、「2017 年 8 月、TTP は特に女性の募集を目的に考案された雑誌を創刊した。過激派イスラム教に関する研究者のトーレ・ハミング (Tore Hamming) をラジオ・フリー・ヨーロッパ／ラジオ・リバティ (RFE/RL: Radio Free Europe/Radio Liberty) が取り上げた報道によると、TTP は、女性募集に関して他の過激派組織と肩を並べようとしている。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7. 暴力の性質とレベル

パキスタンの治安状況に関する最新の国別情報については以下を参照のこと。

武力紛争発生場所・事象データ (ACLED) — パキスタン

安全保障問題研究センター (CRSS — パキスタン紛争追跡調査

パキスタン平和研究所 (PIPS)

パキスタン紛争・治安研究所 (PiCSS)

南アジア・テロリズム・ポータル (SATP)

7.1 治安関連事件

7.1.1 EASO の「COI 報告書 パキスタン：治安状況」の指摘によると、「パキスタンでのテロリストや反国家勢力による暴力に関する情報を体系的に集めている情報筋によると、全体的な治安状況は 2017 年に、以前の数年間と比べ改善した。」国連事務総長 (UNSG : UN Secretary General) の児童及び武力紛争に関する 2018 年 5 月 16 日付の報告書の指摘によると、2009 年以降、武装集団による攻撃が徐々に減ってきた。

7.1.2 UNSG 報告書の指摘によると、2017 年に、「全ての事件の過半数がパキスタン・タリバン運動 (TTP) とその分派の仕業とされ、主にバローチスターン州と FATA で発生した。複数の報告が示唆するところ、ISIL-KP の存在が、特にバローチスターン州とシンド州北部で増えている。」

7.1.3 しかし、CRSS の 2018 年第 2 四半期に関する報告によると、過激派組織は相変わらず、特に治安要員を標的にした攻撃を実行した。バローチスターン州が依然、最も暴力が激しい州で、これに FATA、KP 州、シンド州及びパンジャブ州が続く。カラチとクエッタはパキスタンで最も暴力が激しい都市で、暴力の影響を最も受けたのは民間人であった。

7.1.4 カラチはパキスタンで最も暴力が激しい都市の 1 つとして報告されたが、CRSS の 2018 年 6 月付の「国家行動計画 (NAP : National Action Plan) 監査報告書」(CRSS NAP 報告書) には以下のように記されていた。

「パキスタンで暴力が減退した主な要因は、カラチでの状況の改善である。カラチは一時期、政治的／宗教的交戦状態及び都市犯罪の拠点と捉えられていたが、同市の治安状況は 2014 年以降、劇的に改善してきた。CRSS の「2017 年版年次安全保障

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

報告書」により集められたデータは、こうした傾向を裏付けるものである。標的を絞った殺害だけで見ても死亡者が 2013 年の 1,671 名から 2017 年には 84 名にまで減った。一方、テロ事件もここ 2 年で激減した。」

7.1.5 パキスタンの治安状況における難題の例として、自己過激化した人々や小規模テロリスト集団の出現、教育機関の構内を含む宗教的急進派の増大、アフガニスタンを拠点とするパキスタン人過激派組織による越境攻撃、及びイスラム国 (Islamic State) の足跡の増大が挙げられる（「非国家武装集団」も参照のこと）。

7.1.6 CRSS NAP 報告書の指摘によると、「死亡者の発生に繋がった暴力の主な原因の例として、法執行機関との衝突（495 件）、銃撃（399 件）、自爆攻撃（298 件）、及び爆弾攻撃（144 件）が挙げられる。総体的には減少しているものの、派閥主義者による暴力が劇的にエスカレートし、全体で 32%増加した。2017 年に合計 319 名が派閥主義者による暴力で命を奪われ、因みに 2016 年は 241 名であった。

「民間人死傷者」も参照のこと。

7.1.7 オーストリア出身国・庇護調査文書化センター (ACCORD : Austrian Centre for Country of Origin & Asylum Research and Documentation) は、武力紛争発生場所・事象データ (ACLED) プロジェクトによって集められたデータを使用して、紛争事件の最新情報をまとめた。再現された下記の表では、2017 年に報告された事件数と死亡者数を示している。

州	事件数	死亡者が出た事件数	死亡者数
アザド・カシミール	76	0	0
バルチスタン	329	120	346
F.A.T.A.	214	92	555
F.C.T.	114	2	3
N.W.F.P.	502	62	203
北部地域	13	0	0
パンジャブ	837	56	215
シンド	2,244	82	279

7.1.8 宗教的／民族的少数派集団の状況に関する情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：アフマディ教徒、キリスト教徒とキリスト教改宗者、ハザラ族、及びシーア派イスラム教徒」を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 7.1.9 詳しい情報については、EASO 報告書にパキスタンにおける最近の紛争の概要、最近の治安傾向及び武力衝突に関する情報、並びに 2017 年 6 月 1 日から 2018 年 8 月 15 日までの期間に地域的に発生した暴力の地理的概要が記載されている。

7.2 ドローンによる襲撃

- 7.2.1 ドローンによる襲撃はほとんどが FATA で発生しており、これに関する情報が EASO の「COI 報告書 パキスタン：治安状況」に 2017 年 6 月 1 日から 2018 年 8 月 15 日までの期間の記録として記載されている。襲撃件数及び結果的な死傷者数は EASO が参照した情報源によって異なるが、全体的に、襲撃は 2010 年のピークから概して減ってきた。

7.3 標的集団

- 7.3.1 2017 年版 USSD HR 報告書では以下のように指摘した。

「過激派組織やテロリスト集団は、パキスタン・タリバン (TTP)、ラシュカー・エ・ジャンヴィ、及びイスラム国コラサン州 (ISIS-K : Islamic State Khorasan Province) を含め、民間人、ジャーナリスト、コミュニティ指導者、治安部隊、警察官及び学校を標的にし、爆弾、自爆攻撃及び他の暴力形態で数百人を殺害し、数千人を負傷させた。過激派組織やテロリスト集団は宗教的少数派（中略）を攻撃することが多かった。

テロリスト集団、TTP、ラシュカー・エ・ジャンヴィ、及び関連する分派は政府庁舎を爆撃し、女性教師やポリオワクチン接種作業者を攻撃し殺害した。(2017) 年中、ポリオワクチン接種運動に参加していた医療従事者に対する致死性の攻撃の報告が 2 件あった。いずれの事件も KP 州で発生し、最初は 5 月 24 日にバンヌ (Bannu) で、2 回目は 7 月 2 日にペシャワールで発生した。」

- 7.3.2 UNSG 報告書の指摘によると、「医療施設や職員に対する武装集団による攻撃が 2017 年も続き、これには 113 件の直接攻撃 (3 名死亡) やポリオワクチン接種作業者に対する脅迫が含まれていた。」

- 7.3.3 アラブ首長国連邦を拠点とする英語報道機関、ザ・ナショナル (The National) の 2018 年 10 月の報道によると、TTP が 12 頁の「作戦マニュアル」を公表し、これは「自

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

爆攻撃を使う時期、内輪揉めの解決方法及びスパイへの対処法に関する詳細な新しい指示を戦闘員に与えること」が狙いであった。ザ・ナショナルは以下のように付け加えた。

「TTP の新マニュアルでは、殉教作戦と呼ぶ自爆攻撃について、「非常に重要な標的」に限り実行すべきであり、「無価値な標的を相手に無駄をしない」ことを強調している。同マニュアルには、自爆攻撃の準備と訓練を統括する一元的な地域事務所を設立すべきであると記されていた。

自爆攻撃の許可は最高レベルにおいてのみ与えることができ、「殉教作戦が不適切な標的に対して実行された場合、攻撃責任者を処罰する。」と定められていた。

自爆攻撃は一般市民の殺害や危害も避けるべきである、と指針では主張している。TTP の攻撃は恒常的に民間人を殺害しているにも関わらず、である。」

- 7.3.4 宗教的／民族的少数派集団の標的化に関する情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：アフマディ教徒、キリスト教徒とキリスト教改宗者、ハザラ族、及びシーア派イスラム教徒」を参照のこと。

7.4 民間人死傷者

- 7.4.1 EASO の「COI 報告書 パキスタン：治安状況」では、異なる定義と変数を基に、2016/2017 年の状況に関する数字を提示した 4 つの研究機関を使用して、民間人死傷者数を比較した。これらは次に挙げる研究機関である：パキスタン平和研究所 (PIPS)、安全保障問題研究センター (CRSS)、南アジア・テロリズム・ポータル (SATP)、及びパキスタン紛争・治安研究所 (PiCSS)。総体的に、死亡者数は 2017 年に 2016 年と比べ減少した。
- 7.4.2 CRSS によると、2014 年から 2017 年にかけて、暴力関連死亡者の総数（民間人、治安部隊及び過激派組織を含む）の減少率は 73%を超え、2014 年の 7,655 名から 2017 年には 2,057 名にまで減った。
- 7.4.3 暴力関連死亡者が全体的に減ったにも関わらず、2013 年以降、パンジャブ州で死亡者数が増え、特にパンジャブ州南部での宗教的暴力や派閥主義者による暴力との関連が多かった。しかし、CRSS NAP 報告書によると、「(中略) パンジャブ州全体の状況は、他地域と比べれば割と平和である。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.4.4 CRSSによると、暴力による死傷者は2018年の第3四半期に前年同期の521名から964名にまで増えた（死亡397名、負傷567名）。これらの死傷者の過半数がバローチスタン州単独で記録され、次いでKP州、シンド州、FATA及びパンジャブ州と続いた。しかし、2017年の年初から9月末までと比べ、2018年同期の総死亡者数は41%減った（2017年に1,585名。2018年に930名）。

7.4.5 フリーダム・ハウスの「世界の自由2018年版」の指摘によると、テロリスト関連の死亡者の死因は総じて「(中略) KPKとFATAにおけるイスラム教徒の反政府活動に対する軍の抑止及びカラチでの混乱の鎮圧であった。とは言え、分離主義者の反政府活動がバルチスタンで続き、イスラム教徒過激派組織は依然、国内の他地域で注目を集めるような攻撃を仕掛けることができた。」（「治安関連事件」及び「対テロ戦略」も参照のこと）

7.4.6 EASO 報告書には2018年前半の死傷者に関するデータが記載されていた。

7.4.7 EASO 報告には各州内の民間人住民に対する暴力の影響に関する情報も、2017年中の地区別の暴力関連死亡者に関する情報を含め、記載されていた。

7.5 女性と児童に対する影響

7.5.1 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW：Human Rights Watch）が2017年の出来事をまとめた報告書で指摘したところによると、「同年中、タリバンや連携する武装過激派組織による、学校への攻撃や児童を使つての自爆攻撃が続いた。」

「児童兵士」も参照のこと。

7.5.2 UNSG の児童及び武力紛争に関する報告書では以下のように指摘した。

「民間人死傷者に関する年齢別データは限られるが、武装集団による攻撃の際に児童が殺害されたり負傷したりしたという事件が相変わらず報告された。（2017年）2月、報告によると、少なくとも75名（児童20名を含む）が、シンド州セーワン（Sehwan）での自爆攻撃によって殺害された。（2017年）4月には、報告によると、14名（児童4名を含む）が、FATAのグダール（Gudar）地域で路肩に仕掛けられた爆弾に乗用車が衝突した際に殺害された。ISIL-KPとTTP ジャマート・ウル・アフラール（TTP-Jamaat-ul-Ahrar）の双方が犯行声明を出した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

教育施設や生徒に対する 8 件の攻撃が報告され、4 件は女子校を狙った攻撃であった。例えば、(2017 年) 3 月、不特定の複数の人物がギルギット・バルチスタン州のギザー (Ghizer) 溪谷にあるオックスフォード公立学校 (Oxford Public School) を破壊し、女性教師が身体を覆う服装をしなければ学校を爆撃すると脅した。同月、バローチスターン州キラ・アブドゥラ (Qila Abdullah) のある女子校が、即席爆発装置を使った攻撃で被害を受けた。」

7.5.3 教育施設、職員及び生徒に対する攻撃に関する付加的情報については、教育を攻撃から守る世界連合 (GCPEA : Global Coalition to Protect Education from Attack) の 2018 年版国別プロファイル、パキスタン編を参照のこと。

7.5.4 児童に対する影響に関する付加的情報については、EASO の 2018 年版「COI 報告書 パキスタン：治安状況」の第 1.4.2 項を参照のこと。

7.6 児童兵士

7.6.1 2018 年 5 月 16 日付の児童及び武力紛争に関する UNSG 報告書の指摘によると、「国連に相変わらず、児童の徴用や使用（宗教学校からのものを含む）の報告、及び武装集団による自爆攻撃目的での児童の使用の申し立てが寄せられた。(2017 年) 1 月、TTP は、児童（女子を含む）が自爆攻撃の実行方法の指導を受ける様子を紹介するビデオを公表した。」

7.6.2 2017 年版 USSD HR 報告書には以下のように記されていた。

「非国家過激派組織が少年少女を誘拐し、また詐欺的な約束で親を騙して強制的に 12 歳の幼い児童をスパイ、戦闘員、或いは自爆攻撃者にするため差し出させた。過激派組織は時には親に金銭を渡し、多くの場合児童に性的虐待や身体的虐待を加え、心理的強制力を使って児童に自分達の行為が正当化されると信じ込ませた。政府はスワート (Swat) で元児童兵士の更生と教育を目的とする施設を運営していた。」

8. 対テロ戦略

8.1 軍事作戦

8.1.1 2017 年版の USSD 国別テロリズム報告書でのパキスタンに関する指摘によると、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「軍、準軍事組織及び文民治安部隊がパキスタン全土で対テロ作戦を実施した。」同報告書では以下のように付け加えた。

「パキスタン政府は 1997 年テロ対策法（ATA：Antiterrorism Act）、国家テロ対策庁法（NACTA：National Counterterrorism Authority Act）、2014 年公正な裁判のための捜査法（Investigation for Fair Trial Act）、及び 2014 年改正 ATA を引き続き施行し、これら全ての法律により、テロ事件に対する法執行と訴追権限の強化が可能になった。法律では予防的拘留を認め、テロ犯罪に対する死刑を許可し、特別な反テロリズム法廷（Anti-Terrorism Court）を新たに創設した。しかし、(2017 年) 3 月 31 日、政府は憲法改正をさらに 2 年延長し、軍事裁判所が民間人をテロ行為容疑で審理することを認めた。批判筋の主張によると、軍事裁判所は透明性を欠き、市民社会活動家を黙らせる目的で使用されていた。」

- 8.1.2 「ジェーン監視員安全保障評価（Jane's Sentinel Security Assessment）」(2018 年 10 月 5 日付) では、パキスタンでの治安に関するセクションで以下のように指摘した。

「テロ行為のリスクは、軍が 2014 年に FATA で TTP の拠点に対する対過激派作戦を開始してから、際立って減退してきた。ジェーン・テロリズム・反政府活動研究所（Jane's Terrorism and Insurgency Centre）によると、パキスタンでの過激派組織による攻撃の総数は 2016 年の 414 件から 2017 年には 367 件に減り、前年比 12% 減となり、パキスタンで 3 年連続で攻撃が減退したが、過激派の作戦は、2015 年に 42%、2016 年に 38% という、より大幅な減少を経て、ほぼ間違いなく安定化してきた。これらの作戦は TTP の戦闘員、武器及び爆発物の供給網を分断し、治安対策の強化によって TTP が標的に対し高度な攻撃を実行する能力を低減させた。」

- 8.1.3 2018 年 6 月の CRSS NAP 報告書におけるテロ対策に関する結論での指摘によると、パキスタンの対テロ戦略を維持するにはさらなる改革が必要である一方、「総体的にテロ対策の前線は著しく進歩したようである。全国規模で実施された動的作戦は大いに勢いを得たと見られる。一方で金融や通信の締め付けなど他のメカニズムも複合的な成果を得たようである。疑う余地なく、武装過激派組織やテロ組織の包囲網が狭められており、1 つの最たる例は、複数の集団がテロ攻撃の犯行声明を声高に叫んでいることである。」
- 8.1.4 地域紛争への対処に向けたパキスタンの試みの概要説明の中で、CRSS NAP 報告書では以下のように述べている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「FATA における紛争解決は、ザルブ・エ・アズブ（Zarb-e-Azb）作戦下での過激派組織掃討作戦と、司法改革及び KP 州との合併を提言してきた FATA 改革委員会（Reforms Committee）の組み合わせを通じて追求されているところである。

パンジャブ州は、大部分で、大規模な局所紛争がない状況を維持したが、2017 年初頭の一連の攻撃は、パンジャブ州内の過激派組織の隠れ場所に関して増大する懸念への対処を国に促し、そして同月、ラッド・ウル・ファサード（Radd-ul-Fasaad）作戦も開始された。

カラチ作戦も、以前はザルベ・アズブ作戦の下で、そして現在はラドゥル・ファサード作戦の下で続いており、暴力の激減が文書に記録されている。しかし、無秩序な首都の法執行体制において超法規的殺害が部分的に許容されているという問題を巡る懸念が浮上している。

国はバローチスターン州の治安状況、特にバローチ人反政府勢力の統制を試みており、歴史的に軽視されてきたバローチ人が抱える多数の不平に対処しているところである。」

- 8.1.5 2017 年版 USSD HR 報告書の指摘によると、「政府治安部隊が民間人の死傷者を出し、過激派組織に対する作戦中に超法規的殺害に関与した、という報告が複数あった。警察や治安部隊が「警察と遭遇した」テロリスト容疑者を殺害したという報道も多数あった。一部の観測筋は、これらの殺害の少なくとも一部を治安部隊が画策したと信じていた。」
- 8.1.6 過激派組織による暴力の根絶を狙いとしてパキスタン軍が開始した軍事作戦に関する付加的情報については、EASO の「COI 報告書 パキスタン：治安状況」を参照のこと。
- 8.1.7 国家による保護に関する情報については、国の治安部隊が犯した人権侵害に関する情報を含め、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景情報（保護主体及び国内移住を含む）」を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

付属書 A：パキスタンにおける活動禁止組織

内務省により活動禁止とされた組織一覧

番号	組織名	活動禁止とされた日
1	ラシュカー・エ・ジャンヴィ (LeJ : Lashkar-e-Jhangvi)	2001 年 4 月 14 日
2	シパー・イ・ムハンマド・パキスタン (SMP : Sipah-i-Muhammad Pakistan)	2001 年 4 月 14 日
3	ジャイシュ・エ・ムハンマド (JeM : Jaish-e-Muhammad)	2002 年 4 月 14 日
4	ラシュカー・エ・タイバ (LeT : Lashkar-e-Taiba)	2002 年 4 月 14 日
5	シパー・イ・サハバ・パキスタン (SSP : Sipah-i -Sahaba Pakistan)	2002 年 4 月 14 日
6	テーク・エ・ジャフリア・パキスタン (TJP : Tehrik-e-Jaffria Pakistan)	2002 年 1 月 28 日
7	テーク・エ・ニファズ・エ・シャリアト・エ・モハマド (TNSM : Tehrik-e-Nifaz-e-Shariat-e-Mohammad)	2002 年 1 月 14 日
8	テフリーク・エ・イスラミ (Tehreek-e-Islami)	2002 年 1 月 14 日
9	アルカイダ (Al-Qa'ida)	2003 年 3 月 17 日
10	ミラート・エ・イスラミア・パキスタン (Millat-e-Islamia Pakistan) (旧 SSP)	2003 年 11 月 15 日
11	クッダム・ウル・イスラム (Khuddam-ul-Islam) (旧 JeM)	2003 年 11 月 15 日
12	イスラミ・テフリーク・パキスタン (Islami Tehreek Pakistan) (旧 TJP)	2003 年 11 月 15 日
13	ジャマト・ウル・アンサール (Jamat-ul-Ansar)	2003 年 11 月 20 日
14	ジャマト・ウル・フルカン (Jamat-ul-Furqan)	2003 年 11 月 20 日
15	ヒズブ・ウル・ターリール (Hizb-ul-Tahreer)	2003 年 11 月 20 日
16	カイール・ウン・ナース国際トラスト (Khair-un-Naas International Trust)	2004 年 10 月 27 日
17	バローチスターン解放軍 (BLA : Balochistan Liberation Army)	2006 年 4 月 7 日
18	パキスタン・イスラム教学生運動 (Islamic Students Movement of Pakistan)	2006 年 8 月 21 日
19	ラシュカー・エ・イスラミ (Lashkar-e-Islami)	2008 年 6 月 30 日
20	アンサール・ウル・イスラム (Ansar-ul-Islam)	2008 年 6 月 30 日
21	ハジ・ナムダール・グループ (Haji Namdaar Group)	2008 年 6 月 30 日
22	テーク・エ・タリバン・パキスタン (TTP : Tehrik-e-Taliban Pakistan)	2008 年 8 月 25 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

23	バローチスターン共和軍 (BRA : Balochistan Republican Army)	2010 年 9 月 8 日
24	バローチスターン解放戦線 (BLF : Balochistan Liberation Front)	2010 年 9 月 8 日
25	ラシュカー・エ・バローチスターン (LeB : Lashkar-e-Balochistan)	2010 年 9 月 8 日
26	バローチスターン解放統一戦線 (BLUF : Balochistan Liberation United Front)	2010 年 9 月 8 日
27	バローチスターン・ムサラ・デファー・タンジーム (BMDT : Balochistan Musalla Defah Tanzeem)	2010 年 9 月 8 日
28	シーア派トゥラバ行動委員会 (Shia Tulaba Action Committee)、ギルギット	2011 年 10 月 10 日
29	マーカズ・サビール組織 (Markaz Sabeel Organization)、ギルギット	2011 年 10 月 10 日
30	タンジーム・ナウジャワナ・エ・アフレ・スンナート (TNA : Tanzeem Naujawana-e-Ahle Sunnat)、ギルギット	2011 年 10 月 10 日
31	人民アマン委員会 (Peoples Aman Committee) (ラヤリ (Layari))	2011 年 10 月 10 日
32	アフレ・スンナート・ワル・ジャマート (ASWJ : Ahle Sunnat Wal Jamat) (旧 SSP)	2012 年 2 月 15 日
33	アル・ハーメイン財団 (Al Harmain Foundation)	2012 年 3 月 6 日
34	ラビタ・トラスト (Rabita Trust)	2012 年 3 月 6 日
35	アンジュマン・エ・イマミア・ギルギット。バルチスタン (Anjuman-e- Imamia Gilgit Baltistan)	2012 年 4 月 24 日
36	ムスリム学生組織 (MSO : Muslim Students Organization)、ギルギット	2012 年 4 月 24 日
37	タンジーム・アフレ・スンナト・ワル・ジャマート (Tanzeem Ahle Sunnat Wal Jamat)、ギルギット	2012 年 6 月 5 日
38	バローチスターン・ブニヤド・パラスト軍 (Balochistan Bunyad Parast Army)	2012 年 8 月 4 日
39	テーク・ナファズ・エ・アマン (Tehreek Nafaz-e-Aman)	2012 年 8 月 4 日
40	タハフズ・ハドウドゥラー (Tahafuz Hadudullah)	2012 年 8 月 4 日
41	バローチスターン・ワジャ解放軍 (Balochistan Waja Liberation Army)	2012 年 8 月 4 日
42	バローチ共和党アザド (Baloch Republican Party Azad)	2012 年 8 月 4 日
43	バローチスターン統一軍 (Balochistan United Army)	2012 年 8 月 4 日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

44	イスラム・ムジャヒディン (Islam Mujahidin)	2012 年 8 月 4 日
45	ジャイシュ・エ・イスラム (Jaish-e-Islam)	2012 年 8 月 4 日
46	バローチスターン国民解放軍 (Balochistan National Liberation Army)	2012 年 8 月 4 日
47	カーナ・エ・ヒクマット・ギルギット・バルチスタン (Khana-E-Hikmat Gilgit Baltistan)、ギルギット	2013 年 3 月 13 日
48	テーク・エ・タリバン・スワート (TTS : Tehrik-e- Taliban Swat)	2013 年 3 月 13 日
49	テーク・エ・タリバン・モフマンド (TTM : Tehrik-e- Taliban Mohmand)	2013 年 3 月 15 日
50	タリク・ジダー・グループ (TGG : Tariq Geedar Group)	2013 年 3 月 15 日
51	アブドゥラー・アザム旅団 (Abdullah Azam Brigade)	2013 年 3 月 15 日
52	東トルクメニスタン・イスラム運動 (ETIM : East Turkmenistan Islamic Movement)	2013 年 3 月 15 日
53	ウズベキスタン・イスラム運動 (IMU : Islamic Movement of Uzbekistan)	2013 年 3 月 15 日
54	イスラム聖戦連合 (IJU : Islamic Jihad Union)	2013 年 3 月 15 日
55	313 旅団 (313 Brigade)	2013 年 3 月 15 日
56	テーク・エ・タリバン・バジャウル (TTB : Tehrik-e- Taliban Bajaur)	2013 年 3 月 15 日
57	アマー・ビル・マルーフ・ワ・ナヒ・アニル・ムンキール (Amar bil Maroof Wa Nahi Anil Munkir)	2013 年 3 月 15 日
58	バローチ学生組織アザド (BSO-A : Baloch Student Organization Azad)	2013 年 3 月 15 日
59	統一バローチ軍 (UBA : United Baloch Army)	2013 年 3 月 15 日
60	ジェイ・シンド・ムッタヒダ・マハズ (JSMM : Jeay Sindh Muttahida Mahaz)	2013 年 3 月 15 日
61	ダーイッシュ (Daish) /ISIL/IS/ISIS	2013 年 7 月 15 日
62	ジャマト・ウル・アフラー (JuA : Jamat Ul Ahrar)	2016 年 11 月 10 日
63	ラシュカー・エ・ジャンヴィ・アル・アルミ (LeJA : Lashkar-e-Jhangvi Al-Almi)	2016 年 11 月 10 日
64	アンサール・ウル・フセイン (Ansar-ul-Hussain)	2016 年 12 月 30 日
65	テフリーク・エ・アザディ・ジャンムー・カシミール (TAK : Tehreek-e-Azadi-Jammu & Kashmir)	2017 年 6 月 8 日
66	ジュンダラ (Jundullah)	2018 年 1 月 31 日